

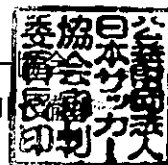


審 1602-K0018

2016年2月12日

地域・都道府県サッカー協会 審判委員会委員長 各位
1級・女子1級審判員、フットサル1級審判員 各位
S・1級審判インストラクター 各位
フットサル1級審判インストラクター 各位

公益財団法人 日本サッカー協会
審判委員会委員長 上川



飲酒運転について（注意）

日頃は審判活動にご協力、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

表題について、サッカー1級審判員が、飲酒後に乗用車を運転し前方に停車していた乗用車に接触、接触された乗用車運転手に軽度の頸椎（けいつい）捻挫を負わせる人身事故を起こし逮捕される事件が起きました。

法令順守の大切さを常々啓蒙してきましたが、今回の事件は日本サッカー界のトップリーグを担当する審判員としての自覚に欠け、社会的な責任を大きく逸脱した行動であります。また、競技規則に沿って公正、公平に試合をコントロールすることが求められている我々審判員へのサッカーファミリーからの信頼を失う事件でもあり、とても残念でなりません。

現在、社会的に飲酒運転に対しての厳罰が強く求められており、日本サッカー協会としても指導現場における暴力、暴言と同様に根絶すべく断固とした対応を取るようになっています。今回、事件について報道に発表した対応も社会的責任を負う日本サッカー協会としても当然のことです。

2006年9月23日付（審0609-M0006）にて日本サッカー協会審判委員会から「飲酒運転による自動車事故について（お願い）」の文書を発信しています。再発防止に向け、再度確認いただき交通法規を含む法令順守の大切さについて審判関係者への指導を徹底してください。

審判員及び審判指導者におきましても、我々に求められている責任、役割を今一度振り返り、また行動を律し、サッカーファミリーからの信頼に回復に向け取り組んでいただきたく切にお願いします。

以上

添付：2006年9月23日付け書簡（審0609-M0006）



審 0609-M0006
2006年9月23日

地域サッカー協会審判委員会委員長 各位
都道府県協会審判委員会委員長 各位
1級、女子1級審判員各位
1級審判インストラクター、JFA 審判インスペクター各位
フットサル1級審判インストラクター各位

財団法人 日本サッカー協会
審判委員会委員長 松崎康弘

飲酒運転による自動車事故について（お願い）

飲酒運転下の自動車事故が頻発し、特に最近になって公職者による死亡/重大事故が相次いで報じられています。道徳意識の低下に対する懸念や飲酒運転に対する厳罰化が論じられるなか、国も、国民の意識改革の必要性和飲酒運転の根絶を図るための取り組みを強化することを推し進めております。

法令順守、高い道徳意識の確保は健全なスポーツ活動にかかわる者として当然のことですが、一步進んで、我々は近年のサッカーが持つ子供や社会に対する影響力、社会的立場が大きく上昇していることも考慮する必要があります。

飲酒運転を行わないことはもちろん、法令順守、運転マナーの向上といった道徳意識を高く保つことが肝要であるとは周知のことです。日頃より審判関係者の自動車運転に関し、十分なご指導を行っていただけているものと存じますが、あらためて交通法規の遵守、交通マナーの徹底を図っていただき、交通事故防止に万全を期していただけますようお願いいたします。

1級審判員及び審判指導者においても同様です。是非、他の審判員等の手本となるよう行動していただきたく、併せてお願いいたします。

以上